

ロシア連邦政府決定

2025年10月16日付 第1610号

モスクワ

特定の種類の肥料の搬出に対する時限的な量的制限の導入について

ロシア連邦の食糧安全保障確保のため、連邦法「対外貿易活動の国家規制の基本について」および2014年5月29日付ユーラシア経済連合条約（附属書No. 7）にもとづいて、ロシア連邦政府は下記を決定する：

1. 2025年12月1日から2026年5月31日まで（同日を含む）ロシア連邦領からユーラシア経済連合加盟国ではない国々への無機肥料の輸出の量的制限を設定するものとし、その量は1,869万257 tで、そのうち、ユーラシア経済連合対外貿易活動商品分類コード 3102 10 100 0、3102 10 900 0および3102 80 000 0の肥料が802万1,175 t、ユーラシア経済連合対外貿易活動商品分類コード 3102 30 100 0および3102 30 900 0の肥料が261万8,238 t、ユーラシア経済連合対外貿易活動商品分類コード3105 20 100 0、3105 20 900 0、3105 40 000 0および3105 59 000 0の肥料が805万844 tとなる（以下、それぞれ肥料、非関税割当）。

2. 非関税割当について、以下を定める：

a) 2025年12月1日以降にユーラシア経済連合関税領域から搬出される肥料であって、通関手続きにもとづいて申告され、および通関されるものに対しても適用される。

b) 以下には適用されない：

ロシア連邦領外を起点および終点とする国際中継輸送の一環としてロシア連邦領内から搬出される肥料、ならびにロシア連邦を原産地とし、ロシア連邦領内の地点同士の間を外国国家の領土を経由して輸送される肥料；

アプハジア共和国および南オセチア共和国に向けて搬出される肥料；

ロシア連邦産業商業省が、自らが定めた手順にしたがって交付した許可証にもとづいて輸出される、ならびにロシア連邦領外を起点および終点とする国際中継輸送の一環としてロシア連邦領内から搬出されるまたはロシア連邦を原産地とし、ロシア連邦領内の地点同士の間を外国国家の領土を経由して輸送される、ユーラシア経済連合対外貿易活動商品分類コード3102 10 100 0および3102 10 900 0に分類される、窒素酸化物液体還元剤AUS 32およびAUS 40；

2025年5月8日付ロシア連邦政府決定第601号「特定の種類の肥料の輸出に対する一時的量的制限の導入について」にしたがってロシア連邦産業商業省が交付したライセンスにもとづき、ユーラシア経済連合関税領域からの搬出を容認する通関手続きにしたがって通関される肥料で、かつ2025年12月1日までに海上船舶での発送の委任がなされているまたは公開型株式会社「ロシア鉄道」が輸送のために引き受けたもの；

ロシア連邦大統領の指令および(もしくは)指示ならびに(または)ロシア連邦政府の決定にもとづいて、外国国家への人道支援のためにロシア連邦領内から搬出される肥料。

3. 連邦法「ロシア連邦における税関規制および個々のロシア連邦法令の変更について」第102条第6項第3～5号の規定にしたがい、暫定的定期税関申告の適用に係わる制限は、ロシア連邦産業商業省が交付し

たライセンスにもとづいて輸出される肥料には適用されないものと定める。

4. ここに添付する、ロシア連邦領からユーラシア経済連合加盟国ではない国々への、量的制限を受ける無機肥料の輸出割当の対外貿易活動参加者間における分配の規則を承認する。

5. 非関税割当の利用は、ロシア連邦産業商業省が、2024年11月18日付ロシア連邦政府決定第1577号「対外商品貿易分野におけるライセンス交付規則の承認について」によって承認された「対外商品貿易分野におけるライセンス交付規則」（以下、ライセンス交付規則）にしたがって交付したライセンスにもとづいて実施されるものと定める。当該ライセンスの有効期間は、その交付日（ただし2025年12月1日以降）から2026年5月31日まで（同日を含む）とする。

6. ロシア連邦農業省は2025年11月14日までに、本決定によって承認された規則にしたがい、ロシア連邦農業省が承認した、農業生産者および配合飼料生産企業による肥料買付け計画（以下、計画）に定められた数量(物理的重量)を考慮にいたした上で、対外貿易活動参加者たちの間で非関税割当を分配する。

7. ロシア連邦産業商業省は：

a) 非関税割当を分配された対外貿易活動参加者に、「ライセンス交付規則」にしたがって肥料輸出ライセンス(以下、ライセンス)を交付(作成)する；

b) 以下の場合に、ロシア連邦農業省が設置した、農業商品生産者による窒素肥料供給および当該肥料の使用方法監督行動本部の決定にもとづき、当該決定が下された日からライセンスの効力を停止する：

農業活動実施のための肥料の、生産者からの「工場渡し」での供給価格が、対外貿易活動参加者が連邦反独占局との間で合意し、情報通信網「インターネット」上の対外貿易活動参加者の公式サイトに掲載されている貿易販売ポリシーに定める価格に合致していない；

肥料生産者の責により、計画通りの肥料供給量が遵守されていない。肥料生産者のもとに、肥料購入を辞退する旨の農業生産者および配合飼料生産企業からの書面が存在する場合には、計画に定める数量の未納入分についての肥料生産者の計画における義務は履行されたものとみなされ、当該の未納入は、ライセンスの効力を停止する事由とはならない；

c) ライセンス効力を停止する理由が解消されたのち、ロシア連邦農業省が設置した、農業商品生産者による窒素肥料供給および当該肥料の使用方法監督行動本部の決定にもとづき、ライセンス効力停止期間最終日の翌日から、「ライセンス発効規則」第16項にしたがって、停止されたライセンスの効力を再開する。

8. 連邦反独占庁は：

a) 肥料の販売を定めるもので、連邦反独占局による承認を受ける、貿易販売ポリシーの策定（貿易販売ポリシーにおいて定める肥料の需要家向け価格形成規定、値引き（割り増し、追加料金）の条件およびその大きさの決定を含む）に関するガイドラインの適用における諸問題につき、対外貿易活動参加者に対して説明を行う；

b) 反独占審査の実施にあたり、肥料生産者たる事業主体および肥料生産者たる事業主体と同一のグループに属する肥料供給者に対しては、それらの者が貿易販売ポリシーにおいて農産物生産者に対する肥料の販売義務を引き受けていることを踏まえて、反独占法が定める責任追及措置を適用しない。

9. 連邦税務庁は、税務審査の実施にあたり、肥料生産者たる事業主体および肥料生産者たる事業主体と同一のグループに属する肥料供給者が貿易販売ポリシーによって定めている価格形成規定および条件を考慮する。

10. 連邦税関庁は：

a) 輸出通関手続きに付された肥料の量がライセンスにもとづく非関税割当量の範囲内にあるよう監督す

る；

b) ライセンスの有効期限内におけるロシア連邦領内からの肥料搬出を容認する。ただし、2025年5月8日付ロシア連邦政府決定第601号「特定の種類の肥料の輸出に対する一時的量的制限の導入について」にしたがってロシア連邦産業商業省が交付したライセンスにもとづき、ユーラシア経済連合関税領域からの搬出を容認する通関手続きにしたがって通関される商品で、かつ、2025年12月1日までに海上船舶での発送の委任がなされているまたは公開型株式会社「ロシア鉄道」が輸送のために引き受けたものの搬出をのぞく；

c) 対外貿易活動参加者各々によって、ロシア連邦領からユーラシア経済連合加盟国ではない国々へ、輸出通関手続きにしたがって実際に輸出された肥料の数量についてのデータをロシア連邦農業省に毎週提出する(対外貿易活動参加者の名称、納税者識別番号、交付されたライセンスに関する情報、輸出数量、ユーラシア経済連合対外貿易活動商品分類コードおよび肥料の価格を記載する)。

11. 本決定は、ロシア連邦農業省、ロシア連邦産業商業省および連邦税関庁によって、定められた機能の分野における指導および管理のために、ロシア連邦政府によりこれら連邦行政機関に対して定められた、最大職員数および連邦予算の予算配分の範囲内で、実施されるものとする。

12. 本決定はそれが公布された日を以て発効する。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

ロシア連邦政府決定

2025年10月16日付第1610号により

承認

ロシア連邦領内からユーラシア経済連合加盟国ではない国々に向けた、量的制限を受ける無機肥料の輸出割当の対外貿易活動参加者間における分配の規則

1. 2025年10月16日付ロシア連邦政府決定第1610号「特定の種類の肥料の搬出に対する時限的な量的制限の導入について」第1項に掲げる、量的制限を受ける無機肥料のロシア連邦領内からユーラシア経済連合加盟国ではない国家に向けた輸出割当（以下、それぞれ「肥料」、「非関税割当」）の分配は、ロシア連邦農業省が、附属書No. 1 に示す肥料グループごとに、2024年6月29日付ロシア連邦政府決定第894号「若干のロシア連邦政府文書の改正について」の発効日より前にロシア連邦産業商業省が交付した、鉱工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定に関する意見書、もしくは連邦法「ロシア連邦における産業政策について」第17条の1にもとづくロシア製鉱工業製品登録簿記載事項登録番号を有している肥料生産者である対外貿易活動参加者（以下、それぞれ「グループ」、「肥料生産者」）の間において、または、肥料生産者から当該の権限を与えられた、対外貿易活動に従事する法人（以下、それぞれ「対外貿易活動参加者」、「受任法人」）であって、対外貿易活動参加者が連邦反独占庁との間で合意し、情報通信網「インターネット」上の当該対外貿易活動参加者の公式サイトに掲載されている、承認済みの貿易販売ポリシーを有している者の間において、これを行う。

2. 本規則に定められている申請書および文書（文書の写し）はロシア語で提出するものとする。

本規則が定める文書（文書の写し）であって外国語で作成されたものは、ロシア語に翻訳するものとする。

翻訳の正確性または翻訳者の署名の真正性は、「公証に関するロシア連邦の法の基本」にしたがって公証されなければならない。

本規則が定める申請書へは、それを申請者が連邦国家情報システム「国家サービスおよび地方自治体サービス（機能）統一ポータル」（以下、「統一ポータル」）を用いて提出する場合には、高度認証電子署名によって、委任状にもとづいて行動する受任者が提出する場合には、高度非認証電子署名によって署名され、後者署名の公開鍵証明書の作成および使用は、2021年12月1日付ロシア連邦政府決定第2152号「『電子的形態による国家サービスおよび地方自治体サービスの提供に用いられる情報システム間の情報技術的連携を保障するインフラにおける高度非認証電子署名公開鍵証明書の作成および使用の規則』の承認について」にしたがって、電子的形態による国家サービスおよび地方自治体サービスの提供に用いる情報システム間の情報技術的連携を保障するインフラにおいて行われる。

統一ポータルを用いて送付された本規則が定める申請書の審査の進捗状況に関する通知は、2022年3月1日付ロシア連邦政府決定第277号「国家サービスもしくは地方自治体のサービスの提供に関する問合せの処理状況に関する情報、連邦法『国家サービスおよび地方自治体のサービスの提供の体制について』第1条第3項に掲げるサービスの提供を求める申請書、国家サービスもしくは地方自治体サービスの提供結果、ならびに連邦法『国家サービスおよび地方自治体のサービスの提供の体制について』第1条第3項に掲げるサー

ビスの提供結果を、連邦国家情報システム『国家サービスおよび地方自治体サービスに関する統一ポータル（機能）』における申請人のパーソナルアカウントに送付することについて」によって承認された、「国家サービスもしくは地方自治体のサービスの提供に関する問合せの処理状況に関する情報、連邦法『国家サービスおよび地方自治体のサービスの提供の体制について』第1条第3項に掲げるサービスの提供を求める申請書、国家サービスもしくは地方自治体サービスの提供結果、ならびに連邦法『国家サービスおよび地方自治体のサービスの提供の体制について』第1条第3項に掲げるサービスの提供結果を、連邦国家情報システム『国家サービスおよび地方自治体サービスに関する統一ポータル（機能）』における申請人のパーソナルアカウントに送付する際の規則」にしたがって、統一ポータルにおける申請人のパーソナルアカウントに対してこれを送付する。

ロシア連邦農業省に到着した、本規則が定める申請書およびその添付文書（文書の写し）は、その到着当日に、しかるべき権限を有するロシア連邦農業省の下部機関（以下、「管轄局」）に送付される。

3. 肥料生産者は、独自に、または当該の権限を与えられた、ロシア連邦の法にしたがって作成された委任状にもとづいて行動する代理人（以下、「受任者」）を介して、2025年10月16日付ロシア連邦政府決定第1610号「特定の種類の肥料の搬出に対する時限的量的制限の導入について」の発効日から2025年11月1日まで（同日を含む）の期間に、ロシア連邦農業省に対して、附属書No. 2の書式を用いて、非関税割当量の分配を求める申請書（以下、それぞれ「申請人」、「分配申請書」）を送付する。

4. 分配申請書およびその添付文書（文書の写し）は、郵便によって、もしくは統一ポータルを用いてロシア連邦農業省に対して送付するか、または申請人（申請人の受任者）が自ら持参してこれを手交する。

郵便によって、もしくは統一ポータルを用いてロシア連邦農業省に送付されるか、または申請人（申請人の受任者）が自ら持参して手交する、本規則が定める分配申請書およびその添付文書（文書の写し）には通し番号を付し、申請人の長（受任者）がこれに署名をし、かつ申請人が捺印（印が存在する場合）する。

5. 分配申請書には、以下の文書を添付する：

a) 郵便によってロシア連邦農業省に送付する場合、または申請人（申請人の受任者）が自ら持参して手交する場合には、分配申請書を提出する者の権限を証明する文書（文書の写し）；

b) 対外貿易活動参加者が連邦反独占庁との間で合意し、情報通信網「インターネット」上の当該対外貿易活動参加者の公式サイトに掲載されている、承認済みの（肥料生産およびすべての受任者の）貿易販売ポリシーの写し、および当該の合意がなされていることを証明する連邦反独占庁の文書の写し。

6. 管轄局は、分配申請書および本規則第5項に掲げる文書（文書の写し）の到着日から2労働日以内に、それらが本規則第2～5項が定める要求事項に適合しているか否か、ならびに、肥料生産者が、2024年6月29日付ロシア連邦政府決定第894号「若干のロシア連邦政府文書の改正について」の発効日より前にロシア連邦産業商業省が交付した、鉱工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定に関する意見書、もしくは連邦法「ロシア連邦における鉱工業政策について」第17条の1にもとづくロシア製鉱工業製品登録簿記載事項登録番号を有しているか否かについて調査を行う。

7. 本規則第11項が定める、非関税割当量の分配を拒否する事由が存在する場合、管轄局は、当該の事由が判明した日から1労働日以内に、該当する拒否事由を記載した、非関税割当量の分配を拒否する旨の決定の草案を作成し、しかるべき権限を有するロシア連邦農業次官に提出してその署名を求め、署名ののちに統一ポータルを用いて、または、分配申請書が郵便によってロシア連邦農業省に送付されたもしくは申請人（申請人が権限を与えた者）が自ら持参して手交した場合には郵便によって、これを申請人に送付する。

8. 本規則第11項が定める、非関税割当量の分配を拒否する事由が存在しない場合、管轄局は、分配申請書および本規則第5項に掲げる文書（文書の写し）が本規則第2～5項が定める要求事項に適合しているか

否かについて調査を行ったのちに、非関税割当量の分配に関する決定を下す。

9. ロシア連邦農業省は、対外貿易活動参加者の間における非関税割当量の分配を目的として、2025年11月14日までに、次の式を用いて、グループ1、3、4、5および6のおおのの肥料に対する非関税割当量 ($V_{k(группа i)}$) の計算を行う：

$$V_{k(группа i)} = V_k \times (\sum_j \Pi p_{j(группа i)} + \sum_j Ck_{j(группа i)} - \sum_j MCX_{j(группа i)} - \sum_j \text{Пром}_{j(группа i)}) / \sum_i (\sum_i \Pi p_{j(группа i)} + \sum_j Ck_{j(группа i)} - \sum_j MCX_{j(группа i)} - \sum_j \text{Пром}_{j(группа i)}),$$

ここに：

V_k — ユーラシア経済連合対外経済活動品目コード3102 10 100 0、3102 10 900 0 および 3102 80 000 0に分類される肥料に対する非関税割当の総量（グループ1および3の肥料に対する非関税割当量を計算する場合）、またはユーラシア経済連合対外経済活動品目コード3105 20 100 0、3105 20 900 0、3105 40 000 および 3105 59 000 0に分類される肥料に対する非関税割当の総量（グループ4～6の肥料に対する非関税割当量を計算する場合）；

$\Pi p_{j(группа i)}$ — 分配申請書において示されている、2025年12月1日～2026年5月31日まで（同日を含む）の期間におけるj番目の生産者によるグループiの肥料の計画上の生産量であって、相応の「全ロ経済活動種別製品分類表」（以下、「全ロ分類表」）コード別のもの；

$Ck_{j(группа i)}$ — 分配申請書において示されている、2025年12月1日時点でグループiの肥料のj番目の生産者が保有する、実重量トン数を単位とする計画上の未販売在庫量であって、相応の全ロ分類表コード別のもの；

$MCX_{j(группа i)}$ — 分配申請書において示されている、計画上の肥料取得量であって、相応の全ロ分類表コード別のもの；

$\text{Пром}_{j(группа i)}$ — 分配申請書において示されている、j番目の肥料生産者が申請した、2025年12月1日～2026年5月31日まで（同日を含む）の期間におけるロシア鉱工業企業の需要を満たすためのグループiの肥料の計画上の供給量であって、相応の全ロ分類表コード別のもの。

10. いずれかの申請人 ($V_{j(группа i)}$) に対するグループ1～6の肥料の非関税割当量の計算は、次の式を用いて行う：

$$V_{j(группа i)} = V_{k(группа i)} \times (\Pi p_{j(группа i)} + Ck_{j(группа i)} - MCX_{j(группа i)} - \text{Пром}_{j(группа i)}) / (\sum_j \Pi p_{j(группа i)} + \sum_j Ck_{j(группа i)} - \sum_j MCX_{j(группа i)} - \sum_j \text{Пром}_{j(группа i)}).$$

申請人に対して分配される非関税割当量が小数点以下の数字を持つ数値となる場合、この数値は、所定の非関税割当量の範囲におさまるように整数まで四捨五入する。

肥料生産者が分配申請書に受任法人を記載している場合、割当量は、当該の分配申請書に示されている比率にもとづいて、受任法人に分配される。

11. 以下をもって非関税割当量の分配を拒否する事由とする：

a) 本規則第2～5項に掲げる分配申請書およびその添付文書（文書の写し）が本規則第3項に掲げる期限までに提出されなかった；

b) 申請人が提出した本規則第2～5項に掲げる分配申請書およびその添付文書（文書の写し）が、本規則第2～4項が定める要求事項に適合していない；

c) 本規則第2～5項に掲げる分配申請書およびその添付文書（文書の写し）において申請人が不正確な、歪曲された、または不完全な情報を提示した；

d) 非関税割当量の分配に必要とされる文書（単数または複数）の効力が終了した、または一時停止された；

e) 申請人が、2024年6月29日付ロシア連邦政府決定第894号「若干のロシア連邦政府文書の改正について」の発効日より前にロシア連邦産業商業省が交付した、鉱工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定に関する意見書、もしくは連邦法「ロシア連邦における鉱工業政策について」第17条の1にもとづくロシア製鉱工業製品登録簿記載事項登録番号を有している旨の情報が存在しない。

12. ロシア連邦農業省は、本規則第9項および第10項にしたがって行った計算結果にもとづいて、2025年11月14日より前に非関税割当量の分配に関する決定を下し、当該決定の日から1労働日以内に、省庁間電子連携統一システムを用いて、これをロシア連邦産業商業省に送付する。

13. 肥料生産者および（または）受任法人は、当該の肥料生産者および（または）受任法人に対して先に本規則にもとづく非関税割当量の分配が行われていることを条件として、2025年12月1日から2026年5月11日まで（同日を含む）の期間に、先に分配された非関税割当量（割当量の一部）を修正して以下のように譲渡するための申請書（以下、それぞれ「修正申請人」、「修正申請書」）を提出することができる：

a) 同じグループの肥料同士の場合 — 他の対外貿易活動参加者および対外貿易活動に従事する別の法人に対する譲渡。附属書No. 3の書式による；

b) 異なる肥料グループにおける場合 — 附属書No. 4の書式による。

14. 先に本規則にもとづく非関税割当量の分配が行われていない法人に対する割当の譲渡は、肥料生産者からの譲渡のみを可能とし、かつ、当該肥料生産者が連邦反独占庁との間で合意し、情報通信網「インターネット」上の当該肥料生産者の公式サイトに掲載されている、承認済みの（肥料生産者およびすべての受任法人の）貿易販売ポリシーの写し、および当該の合意がなされていることを証明する連邦反独占庁の文書の写しが提出され、かつ本規則第13項「a」号および「b」号が遵守されることを条件とする。

15. 修正申請書は、ロシア連邦農業省に対して統一ポータルを用いて送付される。

分配済み非関税割当量（またはその一部）の譲渡についての修正申請書には、分配済み非関税割当量の譲渡を受ける者の当該の修正に対する同意書を添付する。

16. 管轄局は、修正申請書および本規則第15項が定める文書（文書の写し）の到着日から2労働日以内に、それらが本規則第3項、第13項および第15項が定める要求事項に適合しているか否かの調査を行い、省庁間電子連携統一システムを用いて、ロシア連邦産業商業省に対して、2025年12月1日から2026年5月31日まで（同日を含む）の期間に修正申請人に対してすでに交付されている1回のみ有効な肥料輸出ライセンスの対象である肥料の量について照会する。

17. ロシア連邦産業商業省は、本規則第16項に掲げる照会を受けた日から5労働日以内に、ロシア連邦農業省に対して照会された情報を送付する。

18. 本規則第20項が定める、先に分配された非関税割当量（割当量の一部）の修正を拒否する事由が存在する場合、管轄局は、当該の事由が判明した日から1労働日以内に、該当する拒否事由を記載した、先に分配された非関税割当量（割当量の一部）の修正を拒否する旨の決定の草案を作成し、しかるべき権限を有するロシア連邦農業次官に提出してその署名を求め、署名ののちに統一ポータルを用いてこれを修正申請人に送付する。

19. 先に分配された非関税割当量（割当量の一部）の修正を拒否する事由が存在しない場合、ロシア連邦

農業省は、本規則第17項にしたがって情報が到着した日から2労働日以内に、修正申請書に示されている量の非関税割当量の分配に関する先に行われた決定を修正する旨の決定を下し、当該決定の日から1労働日以内に、省庁間電子連携統一システムを用いて、これをロシア連邦産業商業省に送付する。

20. 以下をもって、先に分配された非関税割当量（割当量の一部）の修正を拒否する事由とする：

- a) 修正申請書およびその添付文書（文書の写し）が本規則第13項に掲げる期限内に提出されなかった；
- b) 修正申請人が提出した修正申請書およびその添付文書（文書の写し）が本規則第3項、第13～15項が定める要求事項に適合していない；
- c) 修正申請書およびその添付文書（文書の写し）において修正申請人が不正確な、歪曲された、または不完全な情報を提示した；
- d) 本規則第17項にもとづき、ロシア連邦産業商業省からロシア連邦農業省に、修正申請人に対して分配済みの肥料の量であって修正申請の対象とされている分に対して、すでに1回のみ有効な輸出ライセンスが交付されている旨が伝えられた；
- e) グループ1およびグループ3の肥料に対する分配済み非関税割当量の修正を、グループ4～6の肥料に対する分配済み非関税割当量をもって行うこと、およびその逆が申請された；
- f) グループ2の肥料に対する分配済み非関税割当量の修正が申請された。

21. 非関税割当量の分配を受けた対外貿易活動参加者は、2026年3月2～6日（同日を含む）の期間に、附属書No. 5の書式を用いて、肥料に対する分配済み非関税割当量の減量を求める申請書（以下、それぞれ「減量申請人」、「減量申請書」）を提出することができる。

22. 減量申請書は、ロシア連邦農業省に対して統一ポータルを用いて送付する。

23. 管轄局は、減量申請書の到着日から2労働日以内に、それらが本規則第3項、第21項および第22項が定める要求事項に適合しているか否かの調査を行い、省庁間電子連携統一システムを用いて、ロシア連邦産業商業省に対して、2025年12月1日から2026年5月31日まで（同日を含む）の期間に減量申請人に対してすでに交付されている1回のみ有効な肥料輸出ライセンスの対象である肥料の量について照会する。

24. ロシア連邦産業商業省は、本規則第23項に掲げる照会を受けた日から5労働日以内に、ロシア連邦農業省に対して照会された情報を送付する。

25. 本規則第26項が定める、分配済み非関税割当量の減量を拒否する事由が存在する場合、管轄局は、当該の事由が判明した日から1労働日以内に、該当する拒否事由を記載した、分配済み非関税割当量の減量を拒否する旨の決定の草案を作成し、しかるべき権限を有するロシア連邦農業次官に提出してその署名を求め、署名ののちに統一ポータルを用いてこれを減量申請人に送付する。

26. 以下をもって、分配済み非関税割当量の減量を拒否する事由とする：

- a) 減量申請書において、不正確な、歪曲された、または不完全な情報が提示された；
- b) 減量申請書に示されている肥料の量が、本規則第24項にしたがって入手した情報によれば、減量申請人が有する分配済み非関税割当量のうちの1回のみ有効な輸出ライセンスが取得されていない分を上回っている；
- c) 本規則第21項が定める期限内に減量申請人が減量申請書を提出しなかった；
- d) 減量申請人が提出した減量申請書が本規則第3項および第22項が定める要求事項に適合していない。

27. ロシア連邦農業省は、2026年3月26日より前に、肥料の分配済み非関税割当量の減量に関する決定を

下し、省庁間電子連携統一システムを用いてこれをロシア連邦産業商業省に送付する。

28. 本規則第27項にもとづく決定が下された結果として生じる非関税割当量追加は、非関税割当量追加分となる。

29. 非関税割当量追加分の分配は、ロシア連邦農業省が、2026年3月27日から5月11日まで（同日を含む）の期間に、非関税割当量の分配を受けた対外貿易活動参加者（以下、「非関税割当量追加分の分配を求める申請人」）の間においてこれを行う。

30. 非関税割当量追加分の分配を求める申請人は、本規則第29項が定める期限までに、ロシア連邦農業省に対して、附属書No.6の書式を用いて、非関税割当量追加分の分配を求める申請書を送付する。

31. 非関税割当量追加分の分配を求める申請書は、統一ポータルを用いてロシア連邦農業省に送付される。

非関税割当量追加分の分配を求める申請書には、非関税割当量追加分の分配を求める申請人の長によって真正であることが証明された、非関税割当有効期間中に受主あてに供給されるべき肥料の量に関する情報が記載されている署名済みの対外貿易契約書、当該契約の附属書および（または）仕様書、および（または）増補の写しを添付する。

32. 管轄局は、非関税割当量追加分の分配を求める申請書および本規則第31条が定める文書（文書の写し）の到着日から2労働日以内に、それらが本規則第3項、第29項、第30項および第31項が定める要求事項に適合しているか否かの調査を行い、省庁間電子連携統一システムを用いて、ロシア連邦産業商業省に対して、2025年12月1日から2026年5月31日まで（同日を含む）の期間に非関税割当追加分の分配を求める申請人に対してすでに交付されている1回のみ有効な肥料輸出ライセンスの対象である肥料の量について照会する。

33. ロシア連邦産業商業省は、本規則第32項に掲げる照会を受けた日から5労働日以内に、ロシア連邦農業省に対して照会された情報を送付する。

34. 本規則第35項が定める、非関税割当量追加分の分配を拒否する事由が存在する場合、管轄局は、当該の事由が判明した日から1労働日以内に、該当する拒否事由を記載した、非関税割当量追加分の分配を拒否する旨の決定の草案を作成し、しかるべき権限を有するロシア連邦農業次官に提出してその署名を求め、署名ののちに統一ポータルを用いてこれを非関税割当量追加分の分配を求める申請人に送付する。

35. 以下をもって非関税割当量追加分の分配を拒否する事由とする：

a) 非関税割当量追加分の分配を求める申請人が、本規則第29項が定める期限内に、本規則第31項に掲げる非関税割当量追加分分配申請書および文書（文書の写し）を提出しなかった；

b) 非関税割当量追加分の分配を求める申請人が提出した、非関税割当量追加分の分配を求める申請書および本規則第31項に掲げる文書（文書の写し）が、本規則第3項、第29項、第30項および第31項の定めに適合していない；

c) 非関税割当量追加分の分配を求める申請人が本規則第31項に掲げる文書（文書の写し）において不正確な、歪曲された、または不完全な情報を提示した；

d) 申請された非関税割当量追加分が、本規則第31項に掲げる文書の写しに示されている肥料の量を上回っている；

e) 非関税割当量追加分の分配の根拠となっている、本規則第31項に掲げる文書（文書の写し）（単数または複数）の効力が終了した、または一時停止された；

f) 非関税割当量追加分の残量がゼロである；

g) 非関税割当量追加分の分配を求める申請人に対して算定された非関税割当量追加分がゼロまたはマイ

ナスである。

36. 非関税割当量追加分の分配を拒否する事由が存在しない場合、ロシア連邦農業省は、本規則第33項にしたがって情報が到着した日から2労働日以内に、グループ*i*の肥料について、以下の数式にしたがって非関税割当量追加分 ($V_{k \text{ доп. (группа } i)}$)の分配を行う：

$$V_{k \text{ доп. (группа } i)} = V_s (\text{группа } i) - (V_d (\text{группа } i) - V_e (\text{группа } i)),$$

ここに：

$V_{s(\text{группа } i)}$ — グループ*i*の肥料について申請された非関税割当量追加分；

$V_d (\text{группа } i)$ — 非関税割当量追加分の分配を求める申請人に対して、グループ*i*の肥料について先に分配されていた非関税割当量；

$V_e (\text{группа } i)$ — 非関税割当量追加分の分配を求める申請人が1回のみ有効な輸出ライセンスをすでに取得している分の非関税割当量。

37. ロシア連邦農業省は、本規則第36項にしたがって行った計算結果にもとづいて、非関税割当量追加分の分配に関する決定を下し、省庁間電子連携統一システムを用いて、これをロシア連邦産業商業省に送付する。

38. 肥料生産者は、暦月終了後（ただし、会計年度終了日から3日以内に）、ロシア連邦農業省に対して、附属書No. 7の書式による特定の種類の肥料の生産、在庫および売上に関する報告書を、統一ポータルを用いて送付する。

39. 肥料生産者は、暦週終了後（ただし、会計年度終了日から3日以内に）、統一ポータルを用いて、ロシア連邦農業省に対して、附属書No. 8の書式による特定の種類の肥料の売上実績に関する報告書を送付する。

ロシア連邦領内からユーラシア経済連合加盟国
ではない国々に向けた、量的制限を受ける無機
肥料の輸出割当の対外貿易活動参加者間に
おける分配の規則への
附属書No. 1

ロシア連邦領からユーラシア経済連合加盟国ではない国々への輸出割当を計算するための、
無機肥料の

グループ

グループ番号	ユーラシア経済連合対外貿易 活動商品分類コード	経済活動種類別全口製品分類コード
1	3102 10 100 0 3102 10 900 0	20.15.31
2	3102 30 100 0 3102 30 900 0	20.15.33
3	3102 80 000 0	20.15.39
4	3105 20 100 0 3105 20 900 0	20.15.71
5	3105 40 000 1 3105 40 000 9	20.15.73
6	310559 000 0	20.15.79